

兵庫労働局

日本労総組合総連合会兵庫県連合会
会長 福永 明

「新型コロナウイルス感染症対策」 における小中高校等の臨時休校などに関する要請

兵庫労働局では、県民の雇用・生活安定に向け、連日のご奮闘のことと心から敬意を表します。また、新型コロナウイルス感染症については具体的な対策について関係機関と緊密に連携をはかられ県民の雇用・生活安定に向け対応されていることと存じます。

さて、政府は、2月25日に策定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に基づき、翌26日、経済団体、労働団体への要請行動が実施されました。連合としても、政府の要請を受けるとともに当面する諸課題に基本的な考え方を申し上げた次第です。

一方、翌27日、安倍首相は、全国すべての小学校約2万校、中学約1万校、高等学校、特別支援学校約1100校などに、3月2日から春休みまでの期間、臨時休校とするよう要請する旨、表明され、現在各自治体・教育委員会の判断により臨時休校が実施されています。

この度の小中高校等の臨時休校の実施を受け、子どもや保護者など、生活する者、働く者をはじめ、中小零細企業など、日本全体に混乱が広がっています。

また、安倍首相は「国民生活や経済への影響が最小となるような法案を早急に準備する」と発言され、政府・関係省庁は、現行制度での対応と支援策の拡充、新制度の創設など、兵庫労働局におかれましても現状での対応と今後の対策を取られることと存じます。

この様な状況において連合は、3月4日以降、政府および各政党に対し『「新型コロナウイルス感染症対策」における小中高校等の臨時休校などに関する緊急要請』〈別紙参照〉を実施し、連合兵庫としても、連合が政府・各政党に要請した『緊急要請』に基づき、3月9日に兵庫県に対して『「新型コロナウイルス感染症対策」における小中高校等の臨時休校などに関する要請』〈別紙参照〉を行いました。

つきましては、兵庫労働局におかれましても、新型コロナウイルス感染症対策に係る現行の支援制度および今後の緊急対策等について、本要請の主旨をご理解いただき、所管労働基準監督署・ハロワークと関係する各自治体・各種団体および各経営団体との連携のもと、柔軟かつ適切な対応をお願い申し上げる次第です。

記

I. 保護者が安心して子育てしながら働き続けられる環境の整備について

1. 企業規模、雇用・就労形態に関わらない所得補償等

- (1) 企業規模、雇用・就労形態に関わらず、休校によって労働者が特別な有給休暇を取得する場合や休業などの場合に、新設される助成制度を周知・徹底すること。
- (2) 休校の措置により、やむを得ず保護者である労働者が休業した場合、休業したことを理由として当該労働者を解雇・雇止めや懲戒処分としないよう兵庫労働局として関係機関、各自治体等と連携し、経営者団体等へ周知・徹底すること。
- (3) 小学校や特別支援学校に通う子どもなど、子どもだけでの留守番が難しい場合もあることから、在宅勤務制度がない職場も含め、保護者が柔軟な働き方が出来るよう必要な対応と支援策の周知をはかること。
- (4) 派遣先企業がテレワークを派遣先正社員に求める際には、派遣労働者も在宅勤務による就労を可能とするため、「労働者派遣契約書」の派遣就業場所に派遣労働者の自宅を追加する旨の契約変更手続きを行うよう、派遣先および派遣元企業に周知すること。
- (5) 新型コロナウイルスに感染した、あるいは感染が疑われる労働者や家族に対するハラズメントや差別の防止対策と、併せて個人情報保護を徹底すること。

2. 教育関連で働く労働者への対応

- (1) 学校関連の事業で就労する労働者や、学習塾・習い事など子どもの教育等を担う場で就労している者についても、休校および営業の自粛措置が賃金・報酬に影響しないよう必要な対応を行うこと。

II. 企業などに対する助成措置について

1. 雇用保険関係

- (1) 休校に伴う適用要件の緩和が行われた、雇用調整助成金が有効に活用されるよう十分な周知を行うとともに簡素な手続きで活用できるようにすること。
- (2) 休校によって就労する労働者が不足し事業の運営が難しい使用者が、臨時的・一時的に労働者を雇用した場合について、雇用保険等の適用される助成金等の周知を行うこと。
- (3) 従業員在宅勤務環境の整備にかかる費用について、時間外労働等改善助成金の特例等について有効に活用されるよう周知すること。

2. 中小零細企業への支援措置

- (1) 休校に伴う出勤可能な従業員の急減など事業環境の急変により、事業継続が困難になる中小零細企業に対し、サプライチェーン全体での適正取引、親事業者からの負担の押し付け防止、緊急融資の拡大、返済緩和への対応、親事業者による再開時の取引の継続と優先的発注、相談窓口の拡充など、支援や助成する措置を行うために兵庫労働局として関係団体への周知・徹底をはかること。

V. 周知および今後について

1. 上記の各施策について、労働者および使用者に分かりやすく周知するために、兵庫県、各市・町、関係団体と連携し対応すること。
2. 保護者が外国人である場合、やさしい日本語・母国語または理解可能な言語を用い、情報の周知を行うとともに相談に対し、兵庫県、各市・町、関係団体と連携し適切に対応すること。
3. 雇用類似で働く者を含め雇用保険に加入できない者についても、休業や時間短縮などにより減収となる場合、適切な対応をすること。

以上